

<講演>

子どもの成長発達権と沖縄の明日 －貧困、非行と新たな教育支援システム－

三宅孝之

*本稿は、2017年2月25日、沖縄国際大学で開催された沖縄法政研究所第38回講演会「『貧困』を考える：子どもの成長発達と沖縄の明日」の講演を加筆したものです（末尾参考資料1・2参照）。

はじめに

（1）日本のなかの沖縄、島根

今島根にいるとの紹介でした。私が1991年に沖縄から島根に赴任した時の3月末は大変寒い、今日も6℃くらいなのですが、島根は大変寒い、雪も結構降ったりするところです。最初に、組合からエッセイのようなものを何か、書いてくださいと言われて、沖縄に居た私は島根では寒く頭がシャーベット状になりそうということを少し書いたのですが、肝心なところはつぎのことです。実は私が沖縄に居る時に、訪ねた私の京都の友人宅で、友人の男の子に私は沖縄から来たおじさんだと紹介されました。そこで私は、その子に沖縄はどこにあるのと聞いたわけです。子供はどこを指したかと言うと、日本海を指しました。なぜかなということで、それはNHKの天気予報は沖縄を、当時離島は描かれてなく沖縄本島だけが、そこ日本海にあるわけです。沖縄は日本海の中にある、寂しく浮かんでいるとしたのです。ここから来たんだとしたのです。それが正解か不正解か。NHK的には正解かもわかりません。しかし、地図上できちんと見ないかぎり、どうして沖縄は日本海にありながら、暖かいとこ、暑いとこと言われても、意味が分から

ない。こういうことをNHKは天気予報とはいえ、毎日平気でやっていて幼児期からも沖縄の正しい認識ができるのかと。その話をその組合ニュースに書きました。ヤマト（日本本土）にいるヤマトンチュ（本土の人）は沖縄がそこ日本海にあっても、本島しかなく先島（さきしま、沖縄の本島以外の離島）が描かれてなくても何とも感じない。いや天気予報だからいいじゃないかと。北方の島については最近細かい国後、択捉の先、どこまでが領土か紛争がありますが、正確な地理的位置に置いていながらです。沖縄という位置をきちんと理解をするというためには、少なくとも私ふうに言えば鹿児島のとこに点線を引くなり、もっと大きめの天気予報地図でするなりして沖縄を九州の南に置く必要があるんじゃないかなと思います。これは沖縄と公正にきちんと見ていく視点を持つためにやはり必要なことということを私は最初に赴任した時に書いたわけです。こういう点でNHKの取り上げ方、そういう公的機関による歪んだ情報が毎日のように流されていけば、子どもは、人はどのように思って成長していくことになるか、ということです。

さて、島根と沖縄は、沖縄の琉球新報社と島根の山陰中央新報社は、共同企画で『環（めぐ）りの海 竹島と尖閣 国境地域からの問い』（2013年度新聞協会賞受賞）という本を出版しましたように、国境を接する、ある面結びつきの強い両県なのです。島根は竹島、この2月22日に領土返還の集会もありましたけれども、そこで国境を接している。沖縄は尖閣列島で国境問題がある。両新聞社が共通の領土問題を抱え連携をしてこの企画し出版した。このように、島根と沖縄と、遠いように見えるけれどもひとつの領土問題でもいろいろ議論があり「領土紛争の存在」という点でも、共通のところがある。竹島については何か、アメリカに頼んで強圧的に何かをしようというふうにあ安倍首相は全然言わないんですけども、尖閣列島の場合には、日米安保条約5条の適用範囲とし、近くの与那国、宮古島に自衛隊配備をすれば、なんで国際司法裁判所への提訴の主張でなく、武力での威嚇をするというアンバランスな思考が均整の取れないいで出るのかということも考えなくてはいけません。

沖縄のみなさんには、鳥取・鳥根というと、鳥と鳥は字も似ていますから、地図の東西どっちがどっちかよく分からない。地図で、要するに北を向いて東側が鳥取で左の方が鳥根です。少し分かりにくい面があるかも知りませんが、しかし具体的に領土問題とか、共通の問題もありながらきているといえると思います。

最初に人口の話をしてします。沖縄県の今の人口は140万余人ですね、全国で多い順番に並べると25位くらいの状態です。鳥根と鳥取は日本の47都道府県の人口順で46、47番目です。人口は鳥根県が71万人弱、鳥取県が57万人と鳥取と鳥根併せて沖縄の人口に届かない。鳥根県で高齢者の比率が高くて、県庁の友人に私が高齢化社会と言うと、違う、高齢社会であると。「化」じゃなくて、「既に」高齢社会であると。子どもの比率が、ある意味では沖縄と対照的で非常に低い地域なのです。

前置きが長いですが、ここでも少し「ヤマト」（本土）を、またヤマトとウチナー（沖縄）の関係を考えるために、最初にお話したいと思うのです。鳥根には、出雲大社というのがあります。日本の歴史というと「記紀（きぎ）」という、古事記、日本書紀の語尾をとって記紀と言うのです。鳥根には、出雲大社というのがあります。その神話等の世界では、八俣大蛇退治の話しがありました。酒を飲ませて、八俣大蛇を退治したと。実はこれは支配され（退治され）た出雲の部族のことを暗喩表現しており、出雲人であり暗誦していた稗田阿礼から聞いて太安万侶が記述した。実はこれは大和朝廷、当時大和朝廷の場所は色々議論がありますが畿内（きない、きだい）とい近畿地方の部族が、出雲のところにあった国（部族）を滅ぼした。実は八岐大蛇っていうのは豪族達を殺したため、その流された血が斐伊川に流れ染めている。鉄の赤さびが川に流れでていると言われているけど、その裏にある内容について古事記によっても深めて読む必要があるのではとの考え、説もあるのです。

何が問題かという鳥根に 古代の国（クニ）はあったわけです。それがその時期大和朝廷という、もともとヤマト（やまと）っていうのは韓国の「や

まと」っていう、太陽の中心の場所をヤマトと言っていたようでこれに由来するのですが⁽¹⁾、その集団、実は流れて東に移動してきて畿内にいた勢力です。これと出雲の勢力の部分が戦って、武力で圧倒していた大和朝廷の集団といますか、彼らが出雲の国の集団を滅ぼしたわけです。古事記は、いわば支配された人、その人たちがのちに歴史的なものを書く時に自分たちの思いをそこの中から汲み取って欲しいということも書かれたものだ、という説も少数学説かも知れませんがあります。このように一つの国が大きな国によって支配され、歴史の中で消えていくことが過去にあったのではないか。この問題はこんにちの沖縄というクニの問題を考える時に、まさに同じような大和朝廷（ヤマト）かその末裔かどうか分かりませんが、ヤマトと言われるものが沖縄に担わせている問題は時代を超えた共通性があるのではないか、そういう点で古事記の話しにも関心を持っていただき、日本の歴史から学んで、沖縄の場合も考えていくことができればと思っていますので、長々と述べました。一旦滅んだ過去の出雲の国、地方も、逆襲し復興しなきゃいけないと私は思っています。そういう点で今日のお話は、これまで学んできた思いを皆さんにお伝えしたいと思います。

（2）沖縄の現在：日本社会の負を抱えながら

私がかつて沖縄にいた1990年の時期には、第三次振計をどうするかということで、当時は「沖縄自治政策研究会」を立ち上げ議論をしていた覚えがあります。今はこの第五次振計ということで、その途上にあります。第三次振計の当時は、振興「開発」といっておりました。今は振興開発と言わずに、開発は終わった、振興だけだということでしょうか、振興計画自体のタイトルも変わったり、あるいは「沖縄21世紀ビジョン」というビジョン（Vision、未来像）の横文字カタカナまで入って、今日に至っています。この「沖縄ビジョン」に関しては過去の色々な思いが結実している表現が色々な所で見られて、是非とも深く読んで豊かなもの、現実的なものにしていく必要があると感じております。この点も併せながら、私としては、現実に沖

縄の中に今住んで発言をしているわけではありませんが、問題提起なり、指摘ということで、これまでの経験の中で思うことを述べさせていただきます。

今日の日本の社会はある面では負の内容をもって進んでいると言っていいでしょう。まず、ここでの貧困という場合は経済的な面の貧困を通常言っているわけです。私が貧困と言う語のその前に何か付けられない限り「経済的な貧困」の問題を言っています。

子どもの貧困が今日、力説されるわけです。しかし、大人、成年は豊かで子どもが貧困っていいことはないわけです。それをあたかも子どもの貧困だけがあるように、ここに焦点を当てる。これも重要で深刻な問題です。しかし、それが何を意味しているか。私は少年非行問題を多く扱ったりしましたが、その場合にも少年の非行に現れたその背後の問題を、深く捉えることが最も重要なわけです。少年の事件、出来事、現象だけに目を奪われては、何故そういうことが起きたのか、どのような方向で解消、解決したらいいのかは、その本質に迫らなくては分からないわけです。子どもの抱える問題は実は大人の社会の大きな問題点を照らし出し、反映させていると見ていいわけです。大人社会の経済的な貧困等が、子どもの成長発達、心にどう反映しているかということです。それを、すべて子ども本人の自己責任だとか、怠惰のせいだ、その人のせいだとして、社会的に排除したりするところをもっていく。ちょうど少年の捉え方と同じように、大人の社会でも、その当事者に責任を全部持って行って、その背後的な要因を忘れていく発想と、我々は決別をしないといけないと思います。その点で、社会の中で今、負の要因がある、これをどう解決するのかの問題と併せて、子供の貧困を考えていく必要があると思います。

そして、社会的な負の固定化というのは、どんな意味かということ、この社会は本来、自由に人が生きて、いろいろな仕事に就いて働くことができる、そのよう開かれた、平等な機会の保障された社会ではないかと、しかし、現実には、この階層的固定化があるということです。

例えば、東京大学は大学独自で、入学者に関して、その出身階層の収入を

毎年調べているわけです。東大生の親の平均所得はどのくらいだとお考えでしょうか。東大生で学期中にアルバイトをする学生は非常に少ないです。私のいる島根大学生はアルバイト（パートタイム・ジョブ）をしている学生が相当多い。1年の入学時に頼むから前期はアルバイトしないでくださいって大学が言っているわけです。でも、それでもします。なぜかという、経済的に大変だからです。では東大生の親はどのくらいの平均年収なのでしょう。1000万円です。1000万円を12月で割っても、月80万です。2000万円を遙かに超える上のクラスもありますから、全体として平均収入は1000万だというふうに言われているわけです。島根大学の場合、600万から800万（全国平均824万円）までの間かなというぐらいです。これほど東京大学に行っている学生は卒業して、また一定の高収入の職業に就いている。この階層間での循環、それが固定化してきている。私も法科大学院で教えていますが、大学院学生の一定数は法曹等の子弟であったり、所得が相当高い層の部分から来ています。そうでない部分は奨学金と言っていますが実は嘘で、給付の奨学金ではありませんのでローンで、利子返済の金を貸し付けで、これを受ける。この内容からすると、社会の階層によって大変生活が苦しい状態、これが固定化している、親の代がそうだと子供が同じような状態になってしまう。平均的につまり大人の階層の収入がそのまま次の世代に持ち越されていく。これが今繰り返されているということです。

刈谷剛彦という当時東京大学の先生で、オックスフォードの教員でもある方が、『学力と階層』という本の中で、以前は教育を積んで、ある程度努力していけば新しい種々の職業に就け、生育環境が切り開かれていく状態だったことを指摘しています。今日、この社会は、その学ぶことにおいてさえ、必ずしも機会を与えるものとなっていない。この階層の固定化を打開する、なんとかここから脱皮するための手立てを、われわれは取らないといけないうことを述べているわけです。まさにその通りです。

では、この社会理念、風潮は、今どのようなものであるかということ、新自由主義なのです。今までの国家が福祉的なものを含めて広範囲に弱者をサ

ポートして何とか自立生活をさせようという、社会福祉的国家的追求理念を、国家の経済的な危機を口実に転換させ、手を引き、競争原理を用いる。新自由主義の中で残れるものは残る、国家に期待をするなどという内容です。この考え方から、強いものが残って、弱いものが駆逐されていく。一種の弱肉強食の論理です。しかし、経済的強者が富を得る中で、その余剰の富がしたたり落ちる、やがては弱者に富が及ぶとする。これを、トリクルダウン（trickle-down）と言っています。この語は、これは使うべきでないマイナスの言葉なわけですね。それは、誰か上の者が多く儲け、そこから滴り落ちたら、下の者がその余りをおこぼれとして利益にあずかるという発想だからです。そのトリクルダウン自体は、富が上で止まったままで、滴り落ちることが生じてこず、起きない。上から落ちない、落とさないため、一定の上の部分だけが強くなっていく社会です。結果、こうしてしか、日本は世界で伍していけなくなってしまうのではないかと。原発でも武器でも売れるものは何でも経済開発途上国などに売り込もうというのです。新幹線はまだいいかわかりませんが、原発やあるいは武器も、武器って言わずに、防衛機器・装備とか言って武器3原則を緩和し、国際取引の物品にするわけです。そういう武器、原発も売れる、必要とする国には売っていく。その一つの対象国ベトナムも原発を買う予定であったが、取引計画を中止、撤回したりする。とにかく、経済状態が危機に瀕しているから何でも売れるものは売ろうとする体制の中で、それで得た富で他の部分を潤そうという発想なわけです。まさに強者の論理そのものです。

こういう中で雇用環境も使いやすい労働者・勤労者の形態を作ろうということで、常勤的な長期的に雇用する形態を変えて、解雇しやすい低賃金の構造がいま生まれまれているわけです。この点で、われわれの現在の置かれている社会の状況をなんとか是正をすることと併せて個別分野のところで生じている問題を解決しないとイケない。自分のところだけで必死になり努力したとしても、非正規雇用が多いなかで子どもが必死になってバイトをしなきゃいけない。この中で、果たして未来を切り開くことができるのであろう

か、という点です。非正規雇用者比率は、総務省、政府が示した統計では、雇用者全体の37%。4割近くが正規の常勤雇用じゃない、非常勤的な雇用（パートタイム・ジョブ）ということです。これは使用者にとって被使用者を使いやすい。ここの不安定、低賃金構造を是正していく必要があります。

1 日本のなかの沖縄の現在 過去、スコットランド、建議書に学ぶ

それでは、今このような状況にあるなかで、どういうふう考えたらいいのでしょうか。今日のお話は沖縄での話ですので、日本の中での沖縄の現在に関して、私なりにこれまでに学んできたことを、もう一度皆さんに問いかけて、自分自身で検証したいという気持ちもあって来ました。

島根、出雲が古代、一旦滅ぼされたという話をしましたが、同様に沖縄はヤマトに滅ぼされることにはならないと私が考える意味でも、歴史的な現状も含めて少し見ていきたいのです。

今日の講演会のポスターに色々、沖縄がマイナスの1位ばかりである現状が書かれていて、このポスター見たくないと思っておられる方もおられるかもしれません。レジユメにも書いたように絶対的貧困と言ってもよい貧困率は、全国が18.3%、沖縄34.8%です。島根は16.7%意外と低いでしょう。農漁業も盛んであり、2次産業もあり、その点で産業構造の違いの問題があります。貧困の多面的な指標についても書いておきました。ワーキングプア、働けど最低の生活が維持できない部分がどの程度かでは、全国が9.7、沖縄が25.9、島根は6.3です。島根は多くが裕福な生活しているのではなく、細々とした生活をしているということです。貧困に関し、数値的統計を示しました。完全失業率は、全国が3.0、少し状況変化がありますけれども沖縄で3.6という状況。若年者の完全失業率が全国は4.7で沖縄5.9ということです。全体として沖縄は大変深刻な統計上の数値を示しています。

私はこれらの数値で出された内容を色々見る時に、どうして今そうなっているのだろうか、ということを考えるべきであって、必死に施策が取られた

のに、こうだという話では必ずしもないわけです。その点で、物事を歴史的に見る、それから論理的な内容で見る、この2つの視点で見ていく必要があると思うのです。現在の沖縄はどういう過去から現在までの背景、状況の中であるのだろうか、ということです。

（1）琉球・沖縄の歴史

そこで、琉球王国の辺りから書いておきました。沖縄の詩人である山之口獏（やまのくち ばく）の詩を入れておきました。最後の行で、ヤマトのなかで生きることの問題提起をしているのかどうか微妙なところもあります。山之口獏の詩にも表れているように沖縄の置かれた歴史的な事実について、これを豊かな心をもって、同時に距離を置いて冷やかに見ておくことが必要ではないかということ、きちんとした科学的な歴史学の見地とともに、未来に向けて明るく歴史を見通す、そういう力、情念を持つために、山之口獏の詩を高良勉さんが最近編集された文庫本から引用しておきました。それが、「沖縄よどこへ行く」というタイトルの詩です⁽²⁾。

いくつかの歴史を見ても分かるように、沖縄（ウチナー 琉球）は、薩摩藩（鹿児島）、明治政府も含めて、今ヤマトと言われる部分に唯々々と、それに手を携えて従ったことは一度もなかったのではないかと思います。1609年の薩摩の琉球への武力侵攻、あるいは1879年までの沖縄県設置に至る琉球処分がそうです。「松田」というヤマトの姓を聞くと、沖縄県民はぞっとするといわれるように、松田というのは松田道之という、薩長藩閥政府である明治政府の軍隊を擁しての琉球処分の執行官（内務官僚）のことです。

それからサンフランシスコ条約が発効した1952年4月28日に、どこか（日本）の首相か分かりませんが、2013年には日本の「主権回復の日」として政府主催の式典で万歳をする。その主権から切り捨てられたのは誰か、どこなのかを忘れ去っている。私の学生時代の1960年代には、4・28という「屈辱の日」と言われていた日には、（鹿児島県与論島と国頭村辺戸岬と間の海上にある北緯27度線周辺での）海上大会があり、沖縄の辺戸（へど）岬から

小型船で来たウチナンチュ（沖縄県人）と手を結びあったりし復帰返還を誓っていました。それ以前には、昭和天皇が、占領軍である米国に、1947年には国際情勢の変化もあり、米国軍による25年ないし50年あるいはそれ以上の長期の沖縄駐留を求めた（天皇メッセージ）とされています。

そして復帰を挟んで、今、これまでの歴史の中から、われわれは何を謙虚に学び、主張できるのか、どうして現状があるのかをきちんと言わなければならないと思います。

少し別の話をします。私の出身は山口県（旧長州藩）の下関市です。鋭い視点をお持ちの方は安倍首相がここを選挙基盤にしていることをよくご存じだと思います。先ほどの松田道之処分官が来て琉球処分等をやってきた時の政府は、薩長の（薩摩・長州藩の元下級武士を中心に構成された）藩閥政府でした。私が1977年にここ沖縄国際大学に赴任した折に、その歓迎会の席で、私の祖先・県出身者が、薩長の藩閥政府の一翼を担い、琉球には大変なことをしました、という話をしました。そうすると、ここの法学部の先生も大変優しくて、「君は悪くない」と。「薩摩が悪いんだ」と。薩長の、長の方を外し、さらに私までを責めることをしない、そういう優しい気持ちからなのか、大変つらい思いをしていた私のわだかまりが少し溶けて、なんとか自分も意味あることを沖縄でしようと、その時にも思ったのです。他人を許し、受け入れる同僚、沖縄の心を知りました。

（2）スコットランド　まもり継いだ3制度

私、経歴にありますように、（イギリスの北部の）スコットランドに1995年度に1年ほど研修生活をしておりました。スコットランド王国はイギリス、正確にはイングランドとの戦いで過去に敗れました。1707年に統合されて、連合王国（United Kingdom）に組み入れられました。国旗のユニオンジャック（Union Jack）といわれる中の斜めの線、ブルー地に白の斜線十字（×）はスコットランド国旗（聖アンドリューの旗）の模様です⁽³⁾。

スコットランドの人達は、イングランドとの戦いに敗れた時に、自分たち

が絶対に譲れない3つのこと掲げ実現し、今日に来ています。その一つは、アングリカンチャーチ（Anglican Church 英国国教会、聖公会）というイングランドの宗教（旧教に近い）、それ自体、ヘンリー8世の離婚問題に絡み、ローマ教皇・カトリック教（旧教）にたて衝き打ち立てたものですが、その宗教と異なる、宗教改革後のカルヴァン主義の強い、ジョン・ノックスに率いられた新教の長老派、プレスビテリアン（Presbyterian）というのですが、住民の半数近くの信者の、この宗教についてはイングランドの支配を受けないこと、「信教の自由」なのです。第二に、教育についてはイングランドの支配を受けない、今まで（15世紀から）の義務教育、高等教育（修業年限、学位など）の制度の堅持についてです。第三は、刑事裁判についてイングランドの支配を受けないで、終局裁判所は首都エディンバラにある最高刑事裁判所（High court of Justiciary）が管轄し、法曹名称も異なることです。これらの制度等は今日までも続いています。この点で、大きな国と連携、連合をしたりする場合にも、譲れること、譲れないこと、制度等を明確に堅持することの重要性をイギリス歴史は示しているわけです。スコットランドは、沖縄を考えるうえで、教訓的です。

（3）復帰措置に関する建議書 復帰の原点を知る

沖縄の歴史の中でも、同様のことが主張されたでしょう。1972年に5月15日に沖縄返還協定が発効し、沖縄は米国の施政権が日本（政府）に返還され「祖国」復帰しました。今日来ておられます平良（たいら）亀之助さん。かつて琉球新報の記者でしたが、復帰前に、沖縄県庁、正確には琉球政府（1952年～1972年5月14日。長は行政主席）に入られて、新生沖縄のために、ここにあります「復帰措置に関する建議書」、こんにちでは「建白書」（2012年、オール沖縄によるオスプレー配備反対、普天間基地閉鎖・廃止を求める県内全市町村長41名決議）がありますが、これとは異なり、復帰が日程に入る中で、沖縄はどうあるべきか、どのようにしていくべきかについて、作成の諸段階に関わられ、この建議書の作成に関わられました。この地

元、自治の担い手、当事者である沖縄県民の意思、要望である建議書を持って、屋良朝苗行政主席が、霞が関、中央官庁、永田町に持って行き伝えようとしたのですが、これが届かなかった。建議書の思いが、届いたか届かなかったかということが大変重要です。届きそうにない時期、時間を見計らって、国会内に沖縄からの代表議員もいる沖縄返還協定特別委員会段階で、彼らに質疑をさせないで審議を強行に打ち切る（1971年11月）。物事を決める前提の、復帰に必要な諸制度の在り方、法制についての審議をさせないことが行われました。

この建議書に書かれた課題および要望は、当時の沖縄の知恵、それを集大成したものだったと思うのです。それがまだ、今日なお未完のままだと私は申し上げていいと思います。その内容項目は、第一に「地方自治の確立」にありました。私は、スコットランドの自治権、分権（devolution）、そこまでいく力を持つ必要があると思います。第二は、「反戦平和の理念」の実現です。沖縄戦は何であったのでしょうか。今日、明らかになっていることは、敗北必至の状況下でも、なおヤマト、本土で最終決戦をするために、それまで戦争を長引かそう、沖縄は犠牲、捨て石になってもらおうということでした。昨日も、他の同僚と一緒に、ひめゆり祈念資料館に行ってきましたが、日本軍の指揮下で、時間稼ぎのために前途のある多くの若者、住民が、また沖縄方言（ウチナーグチ）を話す全県民がスパイ（間諜）として、死に追いやられたのです。そういったことが過去にあったなかで、そのなかから学んでいくこと、まさにそれが反戦だったのです。反戦って言うより非戦という言葉もあるかも知れません。三番目が「基本的人権の確立」です。異民族の軍事支配の中で存在を脅かす殺傷、軍事演習に関係する事故など、人命軽視の歴史事実を体得し、それらの根底からの廃絶、人権の確立を主張しています。そして最後の四番目が、「県民本位の開発」なのです。ヤマトの、それと結びついた特定の、死の商人と組んだような、死を売る、そういう金になれば何でも良いではなく、そうではなく、平和的な地域の住民本位の経済建設ということを提言したわけです。

この「建議書」は大部ですが豊かな内容で、こんにち平良亀之助さんなどの力で編集、リプリントされており、それを容易に読むことができます⁽⁴⁾。この思いをやはり受け継ぎ、繋いで、実現を今日的に現実化していく必要があるのではないかと思います。このようなことから、沖縄の開発振興は沖縄県民の主体性、こういうものを基本にしてやっていく。過去の歴史をふまえてやっていく。

私が沖国大（沖縄国際大学）にいるときも、同僚教員が色々工夫して、入試問題で近現代の沖縄について勉強していないと解けない歴史の問題を出したりすることがありました。例えば、沖縄返還は何年だったかと。明治維新とどっちが古いかっていうと、沖縄返還の方が明治維新より古いという誤答が、受験生のウチーンチュにもありました。だから沖縄の歴史を勉強して、自分たちのそういう意味での、存在意義、アイデンティティ、こういうものを確かめていくことを歴史の中で学ぶことをしないといけないと思います。

2 子どもの貧困と沖縄

(1) 少年事件と背景 日本、沖縄

この問題を見るうえで、ヤマト、日本の位置、それから地方、沖縄、こういうものを相対化させて、中央政府に一方的に組み込まれた内容、関係としてではなくて、その地方の状態が今どうかっていうことを、私の専門分野の関心から、少年の非行を例に挙げ見ていこうと思います。少年非行の背景を含めて少し考えて、ヤマトでの事例と併せて見ていきます。

ひとつの事件は、ヤマトで起きた少年の2事件です。これは海軍関係の基地のある呉市、広島にあるこの呉近くで起きた、「灰が峰少女殺人死体遺棄事件」(2013年)です。日本の少年裁判では珍しく、少年(16歳以上)の死亡事件の場合、逆送すなわち家庭裁判所から検察庁、普通の成人と同じ裁判所、地方裁判所での裁判となりましたが、この少女(法律上「少年」、犯行時16歳、判決時18歳)の情状につき証人として法廷に立つ機会がありまし

た。この少女の被告人を含めて数人が、具体的には7人で、うち成人1人が犯行に加わりましたが、少女の分離単独公判のことで。その時に弁護士が、この少女の育成史、事件内容を見ると、単に実刑を科して女子刑務所に入れば良いという問題ではないということで、ついては、法廷に立って、情状的な面を含めて主張してほしいということでした。

私は島根から広島地方裁判所まで出向いて、情状証人としてスライドを用いて証言をしました。裁判員裁判（職業裁判官3、市民裁判員6名）で、裁判員たちは、私がこの少女の事件を家裁に戻して、最悪でも少年院で（矯正）教育をしてほしいと言った時に頷いておられました。この反応では望ましい家裁への送致決定になるのではないかなと思ったところ、甘かったですね、女子刑務所収容の13年の実刑判決になりました。

この女性は実は母子家庭で祖母が母（親）虐待の中で子を育て、続いて母親がこの子に虐待をし、負の連鎖ですね、そして広島の方で、ひとりきりで生活保護を受け生活をするようになりました。しかし、この事件そして裁判をきっかけに、母と子の関係が修復し始めて、自分たちが至らなかったことを何とかこれからに向けて回復してやっていくことが、弁護士など第三者が入ることによって新しい状態がうまれたわけです。

しかしながら、この灰が峰事件は、犯した結果（死亡）に対して責任を取らせ、刑罰をもって報いる、というかたちになりました。私は、「島大法学」(58巻4号)に、代理人の中田弁護士と一緒に、本事件の経過を書きました。つまり、ここにあるのは母子家庭、虐待、生活の困窮、こういうなかで色々な事が起きる。そしてスマートフォン（スマホ）を使ってきちんとした文章を書かない発信だから意味が違って相手が理解する、工夫して絵文字に顔の表情を入れた方がもっと意味が通じたのかも知れませんが、しかし行き違い、誤解ですね、人に対する信頼の念を持ち続けることができないまま人間不信で成長した時に、人がどのような反応をするのかを、この灰が峰事件は示しておりました（参考資料1－8(1)）。

続いて川崎市の河川敷で起きた「川崎中一生徒殺害事件」（2015年）です。

その事件は、フィリピンの女性と日本人の父親との間に生まれた未成年男子らの犯行です。被害少年（13歳）は島根県北の隠岐島（西ノ島）に一時的に両親と移住をし、そして離婚後は母と川崎に戻った。この純朴な少年は、周囲の友人関係に、たかったりされ、あれこれやれされ、ついには「それに従っていく。他方の加害者少年（18歳）は、ハーフ（混血児）ということも含めて、いろいろ学校教育の中でも、いじめられ排除されていく、その中で、弱い方弱い方の少年に、自分がやられていると同じ内容を、ここでも負の連鎖として繰り返していく。結果として、この被害少年は、島根にいるときは大変親しい友人関係を築いており、周りからも「カミソン」（上村、うえむら）という愛称、名前前で周囲から呼ばれていましたが、ついに、加害少年たちに、追い込まれて、裸にされて、泳がされて死亡するという事件が起きたのです。加害者以上に、私は被害者のずっと島根でずっと生活していたらこんな目にあわなかったのにと悔む気持ちを強くした事件でした。ふたつの事件、この中にある少年のおかれた状況の一端をご理解いただけたかと思えます（参考資料1-8(2)）。

そこで、ウチナーの少年の事件ということで、これは皆さんにお話しするまでもなく、ほとんどご理解をいただいている内容だというふうに思います（2003年北谷町中学生殺人死体遺棄事件、2009年うるま市中学生傷害致死事件（参考資料1-8(3)(4)））。

私が沖縄にいた1970年代に書いた、沖縄の少年非行に関する色々な背景、補導する対象になる範疇の中に入る夜間徘徊だとかの不良行為についての内容は、今日でも共通のものがあります。学校に行っても学校に「友達」がない、面白くない。学ぶということが面白くない。友達関係では面白いことはあるかもしれないが、本業というか、学業・授業で充足感をあじわうことができない子どもたちがいる。しかし、そこに手立てをとることができる、手を差し伸べることができる。そういうものが必ずしも十分ではない。今、条例とかいろいろ使ってますね、夜間徘徊とか定義をしている10時から4時までが夜間だという、塾に通って遅くまでなっているのは、これは目的が正

しいからいいという区別をしています。いずれにしろ、これらの例の中では、学校の本来の教育の場で、充足感を得ることが大変難しい状況があることを見ておく必要があるかと思います。

経済的な貧困の問題、それから不登校の状態、差別、それから一人家庭という子どもに対して、教育を保障する、実質的に保障することがやはり出来ていないのですね。私も小さな時の思い出があります。(炭鉱町では家の燃料の石炭のポタ拾いで) 学校に来ることができない、授業中叱責され家に勝手に帰ったりして家・周辺にいる同級生を、先生が授業を「サボって」でも同級生を迎えに行けと命じていました。私の授業はどう保障されるのか分かりませんが、とにかく、それなりの教師が、学校の教育で脱落しそうな生徒を救おうと「必死なこと」をする場面がありました。教師は今、そんな時間的な面を含めて、ゆとりと言わないまでも、余裕があるのでしょうか。今の大学の教授もそうですが、提出する書類、諸会議が多くて、学生に目がいかないほどではないにしても、おそらく現場の義務教育課程の教員というのも大変に繁忙な状況であると思います。その点で、「実質的な教育保障」が必ずしもできていない。

(2) 視座の転換 社会的絆、「学力」観、沖縄の潜在的可能性

そこで、いろいろな形のサポート、ここに書きました内容はソーシャルボンド (Social bonds社会的絆) といって、ハーシー (T. Hirshi) というアメリカの研究者が、人 (少年) はどうして非行を犯すのかという研究が盛んだけれども、むしろ逆に発想を替えて、非行しない人 (少年) はどうして非行に進まないのか。どうして非行を止めているのかという研究をしました。発想の転換ですね。これが参考になります。私はこういう例をよく使うのですが、穴にテニスボールが落ちて手が届かない、どうやったらいいのか。人間は玉に向けて手を出そうとする。全然だめだったら、底が閉じてないものだったら別ですけども、壺のようになっていたら、水をザーと入れたら玉が浮かんでくる。玉を上にあげるといふ。手を伸ばして玉に近づくといふのでは

ない、発想を転換していくことが重要なのです。これを難しい言い方で「視座の転換」ということです。

ハーシーは視座の転換をして、絆を組成させる4つの視点、要素からみて「社会的な絆」が少なくなっていくから、それが欠けると人間は非行とかそういうものに走る。重要な内容は愛着というアタッチメント（attachment）とか。成長過程で出会う学校、教師、家族、友人に対していただく愛情、尊敬、友情の念をいう。それから包摂（involvement）。何かに集中する。それで、時間がめいっぱい。関与・傾倒（commitment）とは、自分が何かに、将来的に打ち込んでかけるかということ。そして、その時、既存の価値、もの事考え方、法秩序でも、そのものを守ることによってそれが実現すと信じていること。最後がビリーブ（belief）と言われます⁽⁵⁾。将来的に自分には希望がある。それらがある人は社会的に敵対して逸脱行為をとるようなことはない。こういう社会的絆、大変好きな言葉なのです。ソーシャルボンド、絆という字が好きです。糸（人）を半分ずつお互い繋ぎ合って結び合う、そういうものをどうやって形成するかということを説いた人がいるわけです。それが今、ニートであったりして、仕事に長期的に打ち込んでいくことができない。あるいは学校の教育が必ずしも、自分に応えるだけの細かく届く内容になってきていない。こういう内容、状況をどのように断ち切っていくための手立てをとるかということです。

このようなことから、つぎに進みますと、今の沖縄での状況は、全国の貧困率が13.8、沖縄が37.5パーセントという相対的貧困率ですね。日本（ヤマト）平均では7家庭に一つがこういう貧困の内容、沖縄では40パーセントと言ったら、2.5…、家庭に一つぐらいが相対的貧困の状況、ゾーンに入っている。島根はまたずいぶん状況が違いますけれども、そこで、私が先ほど言いました視座の転換。テニスボールに手が届かないときどうやるかの時。いや何か学生が長い箸か何かを持ってきてぐっと挟むという、それもいいアイデアですね。これも手の延長ですね。違ういろんな発想をしていく。そのためには、今行われているいろんな評価の仕方、これを批判的に、冷ややか

に見ていく必要がある。

政府文科省による生徒の学力テスト結果での順位づけがあります。例えば、正解の計算が多く速かったからどうでしょうか。速いうことだけです。速くできた者は、遅くなった人に教えたりして。いろいろアドバイスすることに回るということができるというのでしょうか。自分の地域が一番だと言って喜ぶことなのでしょう。テストは、何の意味が、どういうことのためにあるのか。基礎学力のために一定の内容を一定時間でやっていくのが重要なのか、そういう点も含めてみていく必要があります（この間、鳥根ではある学校で、過去問を練習させていたことが発覚しました）。私は学力という問題を全人的な人格を発達させる力だと思います。

日本のテレビはクイズ番組が大好きです。知識は百科事典調べればどうなのというぐらいの、そういうことをやる。心をチェックするテレビ番組はない。心理学は盛んで何か若干番組もあります。この点で、日本の位置が世界の中で「学力」という場合に、まともなものであるかということも見ておく必要があるということです。30か国の先進諸国が集まるOECD（経済協力開発機構）は、日本の教育政策を色々と見て生徒の学習の到達度これをチェックする。PISA（略称、生徒の学習到達度）のチェックをしている（参考資料1-2-(2)）。

何が問題かということで、日本の読解力です。私もそうでしたが、大学入る当時「現代国語」の試験、何の勉強をしているかということ、文学の小説読んで、この作者は何を考えているかという。何で文学ばかりを読まなくてはいけないのか。私も疑問に思っていました。そういう限定された認知能力（それも低下）に偏重した学力の検査の仕方に対して、OECDのところ、判断力をどうやって身に付けていくかということで、問われて、また、文部科学省もやり直して修正していけないかなということをやっている。こういう世界的な一定の到達点になっている学力観というものを見ておく必要があると思います。学ぶ内容、知識、吸収型ではなくて、今度は判断力、人を思いやる心、いろんな側面の多面的な人格の発達というものを考えていく必要

がある。

それは、どこができるか。私は、沖縄でしかできないのではないか、という言い過ぎかもしれないけれども、大きな歴史の中でいろんな経験をして、県民性も含めて、対案といいますか、そういうものを提示できるのではないか。そのためには、教師がすこしゆとりを持てるように、教員の採用数も大きく増やす必要がありますけども、日本でいち早く政府が貧困の子供の調査を指示したとき、沖縄県が一番先に調査をした（2015年10～11月）。それだけ深刻であったと同時にこれに取り組もうとしている姿勢が強いわけです。

そのなかで、その調査に基づき作成された「沖縄県子どもの貧困対策計画」（2016年4月）の基本理念の文章に「子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望をもって成長していける社会を実現」（2頁）があります。経済的な状況がどうかではなく、先ほど述べたハーシーのいうピリーフ、法規に違反するのではなく、既存の制度のなかでの学びや生活に自分がこれに打ち込んでいく。それが持てる社会を作り上げようではないか。総論良しですね。子どもの貧困問題を正面から抱えて、具体的にどうするかがまさに問題になるわけです。

その点について、私は説明したいと思います。先ほど少し申しあげましたように、アジアの中で沖縄、ウチナーが潜在的に持っている大きな役割、こういうものが私はあると思います。先取りするようですけど、タイなど義務教育に行っている子供たちが比率的に多くないわけです。だから、非行に走った部分を施設に収容しても職業訓練や義務教育的なことをしているわけです。それは本来、学校ですることです。でも、タイが目標としているのは、日本のヤマトの機械的に知的な内容を覚えこんで、あのような日本のような工業先進国になりたいということから一面的な日本の教育を一つのモデルとしながら、現状の中で、打開策を試行錯誤しながら考えているわけです。私は、そうではない、この日本、ヤマトを相対化して、そして、本当にアジア、東南アジア地域に根差した、新しい人間のあり方、知育偏重ではな

い教育の仕方を考える必要があると思うのです。

その点で、沖縄法政研究所の石川朋子助手の手になる今回講演のポスターでは、右方に、明りが夜明けのようにだんだん差してくるということです。上方が、沖縄の宜野湾市で、光がさしている。これから光（夜明けの太陽、あけもどろ）が東から西の方向を指し示している。そして、下方の地図では、東アジアはヤマトを目標にするのではなく、沖縄が進んでいく姿を見ながら、また、沖縄と一緒に進んでいく。これを暗示しているポスターを練りに練って作っていただきました。まさに、こういう視点こそ必要だということです。

（3）その他の「貧困」要因 政治、マスコミ

つぎに、どういう点に注意する必要があるかという点です。「貧困の要因」という項目を少し見ていきます。貧困は経済的な面で用いると先ほど言いましたけれども、経済だけではない、違う場面での貧困が日本には生じている。

その一つが「政治の貧困」なのです。核抑止論という、過去の東西対立時代の産物、と私は言いますが、専門家（元防衛大臣）も核で抑止する内容の議論を沖縄で展開をする意味は軍事的にもないと。しかし、政治的にシンボリックにここに置いておくというだけのことではないかと、言っています。私にしてみれば、では、誰の許可を得て、軍事的抑止の基地づくり等をしているのですかと問いたいのです。地方自治の意味わからない。県民に寄り添う、耳を傾けるとはどのようなことなのでしょう。冷戦構造の遺物を何度も、なおもち続けていく。この抑止論に、鳩山（元）首相も自ら認め騙されたが、今では反省しています。

私、ヤマトで話すときに必ず使うのです。「よくし」は「ゆくし」（虚言、うそ・嘘）とウチナーグチ（琉球方言）では言って、それを言う人を「ゆくさー」（虚言者、嘘つき）というのですよ。沖縄（ウチナー）の人は「よくし（抑止）」（論）が真実とは、誰も信じませんよと。沖縄では、「ユクシ」

は最初から「うそ」と分かっている言葉で、こういう内容をまことしやかにあれこれ放映し流す。そして困ったら、沖縄県選出の議員だって公約に違反して、ペコリンと頭を下げて、官房長官の後ろの方でしょんぼりしている。あるいは、病気・検査のため東京で入院して、いつの間にか退院してケロッとしてでてきて、前言の公約を投げ捨て、辺野古の埋立て承認をするとんでもないことを記者会見する沖縄県知事もいる。ヤマトに行くとウチナーグチの教える「ユクシ」の意味を忘れてしまうのでしょうか。

そういう人もいる。今、小選挙区制の中で、議員になるために何とかやらなくてはいけない。落ちてでも何とか比例で何とか救うからとか言われて。甘い顔をして救われている。そういう品性、一部の政治家の品性。

議会制度、民主主義制度での先駆性のあるイギリスでは、政治家は、任期中、公約（マニフェスト）を違えて行動した場合、非難され退陣を余儀なくされます。世の中が変化したから私変えますって。まさに、そういうこと政治家の倫理観がないわけです。倫理観。そういう点で、言葉に騙されてはいけない。ここで、巧言令色って書きました。巧みな言葉。「巧言令色少なし仁」。論語の学而篇にあります。言葉巧みな人は、内容がない。その地位にある立場の人が言っていることは重い。国民は、巧みな言葉にごまかされないようにきちんと言う。おかしいと言う。

政治家は、自分が掲げた公約が駄目な場合、退き再度、新公約で選挙民に訴え支持をえなければならない。ある面での責任、政治家としての責任を、マックス・ウエーバーではありませんが、道義的責任、法的責任、政治家の政治的責任があるでしょう。そういう、政治家のいわば品性が、摩耗してきている現状を見ておく必要があります。

そして、二番目にマスコミの内容。報道自身が貧困になっています。沖縄の『琉球新報』、『沖縄タイムス』が偏向していると。我々が、物を考えているとき批判者・評価者を批判・評価しなくてはならないと言っています。コンテストがあるとしたら、コンテストでどんな人が選ばれるかを見るためには、審査員がどうかをきちんと見たらこの人たちがどういう人を選ぶかが分

かるわけです。批判者の批判をしていく必要がある。新聞の内容について、沖縄の2紙は偏向している。どんなところが偏向しているって事実を聞いてみてください。「偏向しているさー」って言って済む内容ではない。どんな事実か。こういう中で、ちらつかせる。「偏向・廃刊」を。ここでは書きませんでした。『琉球新報』の前の『うるま新報』も米軍によって干渉されて、廃刊にまで追い込まれた、いろんな歴史があるのではないですか。誰がするのですか。都合の悪いことをそのような形で追い込んでいく。そういう過去の歴史を私は、沖縄の中でも経験されていると思います。

(4) アジアのウチナー（沖縄） ハブとスポーク：車輪になぞらえて

①タイ、ミャンマー諸国との関係性

先ほど言いましたように、東アジアの中で沖縄は占めていくでしょう。ヤマトに学ぶのではなく沖縄の新しい姿にタイやミャンマーは学ぶ。とんでもないものを学んでまたいったら、こけますよ。そうではない、今の歴史の中で、タイ、ミャンマーが貧困を抱えている。あるいは、軍事政権の元で劣悪な状態になっている。そこからどう脱皮していくのかを、沖縄の中の歴史、まさにタイの軍事政権というのは米軍統治下の沖縄と一緒にないですか。ミャンマーだってそうでしょう。そういうものを教訓として提示できるわけです。こういう点で、①のところでは。

②「万国津梁」の地 沖縄

かつての歴史は、琉球王国首里城の正殿に掛けられていた鐘（1485年尚泰久）に書かれた「万国津梁」の銘文に象徴されます⁽⁶⁾。もっとも、一説によると琉球に冊封使（中国皇帝の使者）が来たりしたときは鐘を隠して両方（中国、日本）から自国を天秤かけていると言われたくないこともあり、鐘を一時的に取り去り隠していたという話も聞いたことがあります。今日では県庁の知事室の屏風にも掲げられています。事実的なものはさらに研究に委ねましょう。

いずれにしろ、琉球王国（ハブ）は、海洋民族的な位置でヤマトとの関係

で、またアジア（スポーク、リム）との関係で交流貿易をしていた。大らかな、海洋民族としての誇り。これは、今日、冒頭に言いましたように、私、温帯の寒いところから来ました。ここは暖かいですね。20度Cぐらいで暖かいと思ったら、皆さんは寒いと言って、「ムーチャービーサー」（餅の時節の寒さ）といいますから、沖縄では寒い時期ではあるかもわかりません。緯度線で同じアジアの中で見たときに、十分モデルのようなことが沖縄は出来ていく。そういう潜在的な力を持っているということです。学生もそうですけども、自信を持った学生は強いですね。どんな困難でも立ち向かって。失敗を恐れずというよりも、失敗しながらでも進む力があります。そういうことをウチナーのもつ国際性、それは、同時に普遍性を持っているのです。いろんな地域ごとにいろんな課題がある。それをいい言葉で書きますと、「沖縄らしい心豊かな個性を持った人間形成」ということを育んでどのように生きるのかということです。

少年をモデルに書いて見ました。私が少年処遇を研究しているのは、少年の処遇はほとんどが大人の処遇に転化する、そのモデルとして使えるから、その少年の非行研究をしているのです。本当のことを人はなかなか言わないのですが、私は今日言いましたけれども、少年問題のところに大人の問題を解く鍵があるから研究しているのです。少年を厳しく罰するなという、大人も一緒です。処罰すれば済むという問題ではない。この鍵は少年の扱いにあるのではないか。

③少年は失敗しながら学ぶ

そこでマッツァ（D. Matza）の理論は考えるうえで参考になります。私は、沖縄に昔、いたとき那覇市立教育研究所（与儀）で生徒の保護者を対象に講演し、この理論につき説明したことがあります。マッツァっていう人の「漂流理論」（ドリフト理論）（参考資料2-4）。当時ドリフターズというコミック・グループがあり、分かり易かったのですが、ドリフト（漂流）理論というのがあるのです、少年は逸脱したりしながら、失敗しながら成長していくのだという。失敗を恐れない、そういうかたちが成長です。だから私

は、変な言い方すれば、逸脱する人の方がひきこもる人よりは、もっと関わりが易しい。はね返す力をもっているからです。そういう点で、ひとつの契機に接しながら考えていく必要があるのではないかなということです。

④強靱な新たな教育制度の重要性 公的、民間、私的なメインとサブの教育システム

そのために重要な内容はメインの教育制度、これをしっかりしていくことと同時に沖縄で特に重要だと思うのは漂流する、漂流できるサブシステムです。それから脱落していくものを受け入れる受け皿です。ずっと教育をそのまま受けてストレートで高等教育、大学を卒業する。アメリカの大学で、ストレートで来る人は一定数です。大学卒業後に就職を一旦したりする。ロースクールもそうですけども社会に出たりして、学部を出て社会勉強してロースクールに来たりする。命が危険な時、ところでは、早く逃げなきゃいけないけども、じっくり考える時は時間を与える、失敗したらサブシステムがあるかどうかです。私は、豊見山君という私のゼミ生が、沖国大2部法学部に来ていました。彼は、「自分は泊高校の出身だ、先生、法律を勉強しにここに来ている、先生、見てください」って、私に渡されたことがあります。泊高校在学中の昼の仕事と夜学、そして卒業後の前途に希望を持った卒業文集でした。今も泊通信定時制高校あります。昼間部のメインのところ色々家庭の事情を含めて教育を受けられなくなった部分が、働きながら、将来への希望をもち、夜間部、通信制等でもまた学んでいるのです。私の時代がそうだったように、大学まで来て勉強する。そういうサブシステム、否これもメインシステムといってよいのですが、容量からサブシステムとしましたが、これをしっかり作るということです。メインだけ行くのはヤマトに任せておいてください。親の年間所得1000万円以上の平均で収入のある家庭の子弟はそれなりの努力をすればそれで良いじゃないですか。沖縄ではそうじゃない。親の所得を急速に上昇させることができず、結果、メインのシステムに行けないとか、また種々の理由でメインの昼間部からドロップアウトしても、サブシステムでこれをカバーしてやっていく。

また、民間の人たちが、また個人が、いろんなサポートシステムを作ってやってきております。もちろん子ども食堂も包括すればサポートシステムでしょう。その点でシェルターとか、いろんなものを活用していくということが重要です。これは私が今日最も言いたかった内容、公・民・私間のメイン・サブシステムのネットワークをしっかりとしたものとして作り上げていくことです。このような点でメインとサブの制度、学校の公的な制度もサブ的な物も設ける、それ以外に私的な、公的なもの以外のものも設けていく。これをどういうふうにコーディネートして調整するかという点に、知恵を出していくということです。

3 子どもの成長発達と個人の尊重 国際条約・憲法と権利主張、ライフサイクル

肝腎の法律の話どうなっているのかと言われるといけませんので少し触れます。

これまでの歴史の中で子供をどう捉えるか、これはいろんな学説がありますがすけれども、子は最初、大人の分身、大人の仕事の手伝いをする存在としてしか見なかった、子どもが自立したような概念がなかったりした時代があったとする説もあるわけです。ところが今日では、大人という市民として成長するためには、独自に教育をする期間、制度が必要であるとするようになった。これは、裕福な家庭はまさにそのようにさせていた、労働過程から分離して育てるということを義務教育も含めてやり始めたわけであります。一般家庭への文明化といえます。

そういう点では、今日、子どもの成長発達のために、国際的にどの程度までの内容、基準を確認ができるまでになってきているかです。ついに、子どもの権利条約（1989年）という国際的に確認ができる内容として、今日所長の稲福先生の方が詳しく言われましたが、発達していく過程にあり、成長発達の困難さをどうやって克服するかを見るとき視点として重要な内容は、

小さかったり、子（ども）一人であるけれども、権利主体、一人の主体だっ
ていうことです。きちんと言えない人がいるじゃないか、それをどういうふう
に反映させていくか。横浜、川崎、鎌倉など、こども議会がすでにあります。
いかに子どもが言えない部分を、思いを、権利としての意見表明権を反映
させていくか。子どもを一人の主体として、捉えていくということが最も
重要だということを、国際的なこの権利条約で言っています。もともと、日
本と少し違うのは母体内の胎児もそういう権利を持っているとする点で議論
はありますが、このように国際的に確認をされている。

その内容と、私ともう一つ挙げたいのはライフサイクル。子どもが子ども
の時期に体得しなければならないライフサイクル（人生周期）がある。これ
は、エリクソン（E.H.Erikson）が説いたように、ライフサイクルを8つの
段階（乳児期、幼児期前期、幼児期後期、児童期、思春期・青年期、成人
期、壮年期、老年期）に向けて、小さく生まれれば母親の愛情を全面的に受
ける段階、それから乳幼児の段階でと、吸収して次の段階に行くことが、社
会のなかでの個人の自我の形成、確立のために必要である、ということ。こ
の各段階の発達課題を果たさない状態で成長することは、どこかでいびつな
形の人格形成に繋がる。これらの段階を、時間的にも、自身および人との関
係でも経ていく必要がある、これがライフサイクルです（参考資料2-3）。

「沖縄21世紀ビジョン」の中に似たようなことが書かれています。各子ど
もの成育段階ごとに、どういうことが必要なのか、欠けていくのかを考えつ
つ、メインのシステム、サブのシステムを機能させ、代替、補完する手立て
を講じていく。母親が働きに夜行かなきゃいけない、そういう時には母親
の愛情、単身の家庭状況下で、どのような形でこれを補うようなことが可能
なのか。社会的な損失を色々と齎すのが、逸脱行為とっていいわけですが、
このような点で考えていくことが逸脱行為、社会的損失を最小化するために
重要ではないかと思うのです。その点からここに書きました。このエリクソ
ン説なのですが、ライフサイクル論の考え方は、心理学、矯正医学の分野で
も多くの支持を得ているものです。これをしっかり吸収して沖縄ではそうい

うことはできていますよ。いろんな家族の形態がある。絶対に離婚させないで、それがノーマルであるという、そういう乱暴なことを言うてはいけない。いろんな婚姻等の形態がありうる。しかも、それをサポートする形で、いろんなシステムができているということを誇りにできる沖縄社会ができるのではないか。

国際的な広がりをもった内容と同時に、既に学問的にも蓄積され検証されたライフサイクルの理論、課題を捉えていくという。

そして、何よりも重要なのは日本国憲法の内容です。なぜこんなこと言うかという、何か言っていると、それはあなたの思いでしょう。これで終わるのです。違いますよ。憲法の中でこのように主張できる、国家をコントロールする、国家に「しなさい」ということを国民が、市民が、あなたが要求できるというものが書かれているわけです。これは個人が思っているわけじゃない。そういうことからすると、憲法上の根拠を基に議論をすることの重要性がある。

子どもの権利条約等、国際条約も批准している。それを日本で適用しようとしています。ところが日本は実を言うと、せこいのです。まだ他に国際人権規約とかの条約があります。これは批准しています。しかし、国がそれに違反しているのではないかと、一方当事者である国民が判断した場合、このことを国際舞台（国際人権裁判所等）に訴えて裁判で決着をつけることができないのです。そのためには、裁判で決着をつけて良いという関係条約をさらに批准をしなきゃいけないのです。各国の国民が、同訴訟に持ち込むことを認めることをよしとするのが人権規約の議定書、第一議定書なのです。この第一議定書を日本が国内で批准したら国民が国際舞台に訴え出ることができるのです。これを絶対にしないのです。しかし、そこには日本政府（国）の理屈があります。なぜかという、日本は整った三審制があるから、国内的処理で足りているとしているのです。受け入れると四審制になり、司法制度を覆すことになるというのでしょうか。

では、同第一議定書を批准し、自国民による国際舞台への提訴を認める、

ヨーロッパ諸国、世界は何なのですか。日本国政府も国際舞台でも（国際）人権、国際的正義に叶うことをすること、領土問題であっても、その存否・有無を恣意的な判断をせず、国際舞台に出て、主権および人権、基本的人権を国際準則に従い遵守していることを主張すべきなのです。

この選択議定書の批准は大変重要で、子どもの権利条約についても逸脱する行為について国際舞台で問題にする。

沖縄で言えばベリーが来て沖縄は揺動いたでしょうけど外圧が来なきゃなかなかできない、そういう面を日本の歴史は持っているわけです。でもこの権利条約等の提訴を可能にする議定書等の批准をなんとしてもやらなければなりません。そうすると、国際法、国内法にせよ法的根拠があることは重要なことです。

いくつかの条文を挙げましたけれども13条の日本国憲法の、個人の尊厳というところ。条文から「個人」を今なくそうとする動きがあります。「公共」「人」だとかで、個人はいらない時代だそうです。

言葉の意味を吟味すると個人の尊重は、さきほど子ども権利条約のところでありましたが、一個の人間として価値を持っている、ということの基本にする。その個々人が幸福を追求することのできることはこの国の理想です。ある沖縄関係の本を見ると理想論はもういいから、というのがありましたが、憲法の目指す方向は、国民に保障する約束であり、理想でもあるわけですから、形式的な外形的な「権利」ではなく、掲げられた理念・理想が充たされるように、憲法の目指す方向を、この貧困の子どもの領域から、憲法13条の「個人の尊重」の意味内容も含めて、それから「義務教育の実質的保障」ということを憲法に基づいて、どう実行するか、ということなのです。

おわりに

最後に、沖縄が発信力を潜在性も含め持っており、アジアに発信できるのは、歴史的な経験をしたこと、基地の島であったし、なおもあるということ

と、これらが全体として経済的な平和産業への転換（25%比）の裏付けがあって、そういうことを主張できる。私がいた1980年代は基地の経済的な依存度が高かったです。最近では5%ぐらいです。万国津梁の地として、アジアでも経済的な交流、観光産業、先端情報産業とか、中継的貿易・経済的ハブということで沖縄の経済的な自立性が一定できてきている。沖縄は、アジアの、東アジアの中の光となりうるトップランナーとして進んでいるというふうに言ってもいいでしょう。われわれが、ウチナーンチュ、善良なヤマトンチュと、しっかり連帯して、あるべきクニ、地方、自治のあり方、姿を求めていく必要があるのではないかと。

そして、歴史を踏まえるということで3人の方の名前を挙げました。ヴァイツェッカーは、歴史を踏まえることの重要さで、過去に目をふさぐ者は未来に対しても同じようになってしまう。「過去のことは、もういいじゃないか」とは違います。何が問題だったのかということをはっきりとすることが大変重要なわけです。歴史を踏まえて議論していくということ。それから喜屋武真栄。確か空手をやっておられるのを見たことがありますが、かつての祖国復帰協議会会長で、沖縄県選出の参議院議員、この方が言っておられた、小指の痛みは全身の痛み、という言葉。これは誰に向けて言っているのですか。沖縄から日本のヤマトンチュ聞いてくださいと、言っているわけです。沖縄でのこの苦しみを全身で受け止めてくださいと言っているわけです。いろいろな人が謙虚に言っている。指で比喻して示したわけです。村山富市氏は、分からない言葉で分かるような、誰かが分かるような言葉と言っていますが、過去にいろんなことがあった、という。反省しなきゃいけない歴史があった、という。具体的に何なの、ということがあるにしろ、反省すべき歴史を踏まえるということ。それから今言った、人間は変わる、特に少年の可塑性っていうのは変わるということです、粘土のように柔らかい。やがて固まっていく、そういう成長の過程に人間はあるのだという見方をしながら進む必要があるのではないかと思うのです。

最後に、平和のうちに育ち、育てられるという時代を、この沖縄で、それ

から日本で、是非とも実現しなきゃいけない。私は硬い客観主義の憲法解釈論者です。恩師の一人は田畑忍（父方は奄美出身）という方です。先生の非武装中立論をここ沖国大の7号館の201でも講演している方です。自衛でも個別自衛権でも良いからといって、武力行使による戦争を容認するとは憲法は書いてないのです。そういう面では、今当面大変な集団的自衛権容認までする人たちがいるから「デージロー」（おおごと、大変）と言わなきゃいけないのです。しかし、やはり今原点に憲法の内容、理想の内容を現実化していく試みを、やはり引き続きやっていく必要があるのではないかとも思います。

以上、アジアの中で沖縄が、とくに東アジアの中で期待し、されている内容を見てきました。最後に、少しエピソード的な話をしますと、私アメリカ合衆国のバークレー（カリフォルニア州）に1年間（1996年後期から）研修で行っていました。そこで移民3世ぐらいまでの日本人の集まりがあったりする時に、日本人会の中にはウチナンチュはほとんどいませんでした。同様の大勢のウチナンチュの会合に参加して、ヤマトンチュは少ないのです。彼らヤマトンチュにはやっぱり少し何か違和感もあるのかもしれませんが。世界のウチナンチュ大会もあったりしています⁽⁷⁾。やはり、どこか移民同士のなかでも感じ方が違う。それでも、おかしい時代の時におかしいと思うことにつき交流し合いながら、言わなきゃいけない。ウチナーの優しさを持っている人を足蹴にしても生き抜こうとする、そういう、ヤマトの一部に見られる「こすい（狡い）生き方と決別して、おおらかで連帯性のある、こちらに来てよく使っている「イチャリパチョーデー」（行き会えば兄弟）という精神をいろんなところで生かしていければよいのという思いを強くしています。私も微力ながら、また貢献できることは何かを考え、探し続けることをお伝えして終わりにしたいと思います。

(1) 朴 炳植『出雲族の声なき絶叫』（新泉社、1991年）。[「ヤマト言葉」とは、

慶尚北道の高霊を中心に栄えた、古代朝鮮の部族国家である加羅国（一名、弥烏弥馬=ミオヤマ国）の言葉なのである。「ミオヤマ」は、「ミ=神聖なる」+「オ=偉大な」+「ラマ→ヤマ=太陽の処」=「神聖かつ偉大なる太陽の国」と云う意味である。」130-131頁。

- (2) 山之口獏「沖縄よどこへ行く」（注末尾参照）。
- (3) 現在の連合王国（イギリス）の国旗には、1603年スコットランド王国からジェームズ1世を迎えたことから、イングランドの聖ジョージの旗（白地に赤の横長の十字）の上に加えられた。今日のユニオン・ジャックは、1801年のアイルランド併合によって、さらに聖パトリックの旗（白地に赤の斜線十字）が加わったもの。
- (4) 参考資料2の関連文献、琉球新報社・新垣毅『沖縄の自己決定権』に所収。他、<http://www7b.biglobe.ne.jp/~whoyou/kengisho1972.html>
- (5) ハーシーの理論仮説につき、拙稿「犯罪原因に関する諸学説 新しい犯罪社会学的アプローチ」森本益之他『刑事政策講義 [第3版]』（有斐閣、2003年）18頁参照。
- (6) 鐘銘（抄）の原文は漢文であるが、読み下すと「琉球国は南海の勝地にして、三韓の秀を集め、大明をもって輔車となし、日域をもって唇口となす。この中間にありて湧出せる蓬萊の島なり。異産至宝は十方刹に十万せり」（文意：琉球国は南海の景勝の地であって、朝鮮のすぐれたところを集め、中国と日本とは非常に親密な関係にある。この中日の間にあり、湧き出る理想の島である。船をもって万国の架け橋となり、珍しい宝はいたるところに満ちている）。
- (7) 26か国・2地域から2016年10月26日から、移民県ならでは世界各地の7000人以上の沖縄県系人がイベントのために、那覇に集まって交流し、絆を深めた。沖縄タイムス、2016年10月26日、社説「ウチナンチュ大会 多面的に絆を強めよう」。

(2) の山之口獏の詩

沖繩よどこへ行く

山之口 獏

蛇皮線の島
泡盛の島

詩の島

踊りの島

唐手の島

パイパイにバナナに
九年母などの生る島

蘇鉄や龍舌蘭や榕樹の島
仏桑花や椴栴の裏紅の花々の
焰のように燃えさかる島

いま こうして郷愁に誘われるまま
途方に暮れては
また一行すつ

184 163 船に船
この詩を綴ることのほくを生んだ島

いまでは琉球とはその名ばかりのように
むかしの姿はひとつとしてとめるところもなく
島には島とおなじぐらゐの
舗装道路が通っているという
その舗装道路を歩いて

琉球よ
沖繩よ
こんどはどこへ行くというのだ

おもえばむかし琉球は
日本のものだけ
支那のものだけ

明つかりなことはたがいにわかっていなかったという

ところがある年のこと

台湾に漂流した琉球人たちが

生蕃のために殺害されてしまったのだ

そこで日本は支那に対して

まずその生蕃の罪を責め立ててみたのだが

支那はそっぽを向いてしまつて

生蕃のことは支那の管するところではないと言つたのだ

そこで日本はそれならはというわけで

生蕃を征伐してしまつたのだが

あつて出したのは支那なのだ

支那はまるで厩なおつて

生蕃は支那の所轄なんだと

こんどは日本に向つてそう言つたと言ふのだ

すると日本はすかさず

軍費償金というものをや被蕃者遺族の撫恤金とかいふものなどを

支那からせしめてしまつたのだ

こんなことからして

琉球は日本のものであるということ

支那が認めることになつたかというのだ

それからまもなく

薩摩置界のもとに

ついに琉球は生れかわり

その名を沖縄県と呼ばれながら

三府四十三県の一員として

日本の道をまっすくに踏み出したのだ

ところで日本の道をまっすくに行くのには

沖縄県の持つて生れたところの

沖縄語によつては不便で歩けなかつた

しかつて日本語を勉強したり

あるいは機念あること

日本語を生活してみようというふうにして

沖縄県は日本の道を歩いて来たのだ

おもえば薩摩置界この方

七十余年を歩いて来たので

おかげでばくみいたいのまでも

生活の隅々まで日本語になり

めしを食うにも詩を書くにも泣いたり笑つたり怒つたりするにも

人生のすべてを日本語で生きて来たのだが

戦争なんてつまらぬことなど

日本の國はしたものだ

それにしても
蛇皮線の島
泡盛の島

沖繩よ

傷はひどく深いきいているのだが
元気になつて帰つて来るのだ

蛇皮線を忘れずに

泡盛を忘れずに

日本語の

日本に帰つて来るのだ

高良 勉 編
山之口 獏 詩集

二岩 〇波 一文 六庫 年

参考資料 1

「当日レジュメ」

2117年 2月25日

貧困を考える：子どもの成長発達と沖縄の明日

主催 沖縄国際大学法政研究所

特別研究員 三宅 孝之

（目次）はじめに、1 日本のなかの沖縄の現在、2 子どもの貧困と沖縄
3 子どもの成長発達と個人の尊重、おわりに

はじめに

- ・ 沖縄と山陰（島根、鳥取）
- ・ 沖縄の歴史の転換点～第5次振興計画（2012～2021年）のなかで
- ・ 日本社会の負（経済的貧困、社会的排除等）の連鎖、階層的固定化
新自由主義政策、経済グローバリゼーションの下での弱肉強食の雇用環
境、弱者放置・固定化。⇔現代福祉国家の対極
- * 総務省（2016年平均）非正規雇用の割合37.5%（2016万、前年より増）。
55-64歳の非正規雇用率47.3%。

1 日本のなかの沖縄の現在

（1）統計面からみた現状

貧困率 全国18.3%、沖縄34.8%（2012年） 島根16.7%

ワーキングプア率 全国 9.7%、沖縄25.9%（2012年） 島根 6.3%

- ・ 貧困率とは、総世帯中、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯割合。
- ・ 相対的貧困率とは、国民1人当たりの可処分所得の高い方から低い方に並べ、その中央値の半分を下回る人の割合。
- ・ ワーキングプア率とは、就業世帯（主収入な収入が就業による世帯）のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯（貧困就業世帯）の割合。
ワーキングプア（非正規雇用）：年収200万円以下1980万人（20%近く）。

沖縄（2012年）87869世帯（339900世帯中）。地域間格差、行為平準化。
 完全失業率 全国 3.0% 沖縄 3.6%（2016年10月）
 若年者完全失業率 全国 4.7% 沖縄 5.9%

（2）沖縄の歴史的背景から

琉球王国、琉球藩（？）：万国津梁鐘銘文、「久米三十六姓」←島津（薩摩藩）の琉球入り（侵攻1609年）

1854年琉米修好条約、琉仏修好条約（55年）、琉蘭修好条約（59年）⇔（日本）日米和親条約（54年）日米修好通商条約（57年）

1879年 琉球処分（廃藩置県）←明治政府・・・「山之口獺の詩」
 「沖縄よどこへ行く」

1945年 米軍上陸 沖縄戦（「本土」決戦の時間稼ぎと前哨戦）
 米軍による支配（軍政府）から
 （昭和天皇「メッセージ」1947年9月、米側に「25年から50年、あるいはそれ以上」沖縄を米国に貸出す方針）

1950年琉球列島米国民政府へ

1951年9月 サンフランシスコ「平和」条約（片面講和）、日米安保条約調印
 翌年4月28日）3条で沖縄は米国の施政権下 1952年琉球政府（米高等弁務官任命政府）行政主席（比嘉秀平）他に立法院
 ⇔1957年米大統領行政命令・布令・布告・・・

1972年5月15日 沖縄返還協定発効（←1969年11月日米共同佐藤ニクソン
 声明、「密約」有）←1971年11月 沖縄国会「復帰措置に関する建議書」
 （屋良主席）未達

⇒新生沖縄 未完の課題 ①地方自治の確立、②反戦平和の理念、
 ③基本的人権の確立、④県民本位の経済開発

1972年～（81年）第一次沖縄振興開発特別措置法

2012年（～21年）沖縄振興計画 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」

2 子どもの貧困と沖縄

～日本（ヤマト）の相対化：アジアのなかでの視点

ヤマトの少年2事件：呉市灰が峰少女殺人死体遺棄事件（2013年6月）7人

川崎市・河川敷中学生殺人事件 3人

ウチナーの少年2事件：北谷町中学生殺人死体遺棄事件

（2003年6月）3 + 1人

うるま市中学生傷害致死事件（2009年11月）8人

* 「貧困」、不登校（怠学。児童、生徒）、集団、差別、ひとり家庭、「教育
 機会の実質的保障」・サポート（ソーシャル ボンド：社会的絆）の欠如
 ⇔ニート、深夜はいかい、不良行為、非行（少年犯罪比 全刑法犯中33%）

（1）子どもの貧困率 全国13.8%、沖縄37.5%（2012年） 島根 9.2%

（2）発想と視座の転換

①政府の子どもの学力観、学力テストの実施・順位付けへの疑問

教育の目的、評価における「学力」とは。全的な人格発達たりえているか。

知育・徳育・体育、知情意

* OECD（先進30か国。経済協力開発機構）における教育政策。「生徒の学習到達度調査」（PISA ピサ）における評価、位置。生涯学習教育のあり方。

高1（2015年）読解力低下←長文読解力、読書量、新聞を読む機会減少。山陰中央新報記事「文学偏重転換効果は薄く」（2016年12月7日）

**教育方法の改善の必要（知識注入型授業からの転換⇒アクティブ・ラーニングなどの開発研究）・・・新学習指導要領（2016年12月答申）は主体的な深い学びにつながるか。⇔教員（倍）増、授業負担軽減等の条件整備が先。

②「沖縄県子どもの貧困対策計画」（2016年4月）

基本理念「子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右され

ることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現」(2頁)

←政府2014年施行「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 内閣府集中対策期間(2016～21年)

(3) アジアのウチナー：ハブとスポーク・リム：車輪になぞらえて(ポスター)

経済的基盤と社会制度・文化・理念の連動・一体性 (ハードとソフト)

沖縄の経済的発展・・・生活基盤(職業・就業、日常生活) ⇔ 教育機会

経済的自立(基地経済からの平和・生産的経済への転換)を妨げているもの

⇔ 貧困の助長要因

他の「貧困」要因・・・ア 政治の「貧困」核抑止論：反憲法的・冷戦構造の遺物強権・「巧言令色」政治←小選挙区制 従属国家

⇒軍隊・集团的自衛権⇒野望 大国・国連常任理事国入

=制裁のできる国連軍入

⇔日本のグローバリゼーションと表裏一体

イ マスコミ・報道の「貧困」、萎縮～

：沖縄2紙(琉球新報、沖縄タイムス)への執拗な「偏向・廃刊」攻撃等

①タイ、ミャンマー諸国との関係性 類似の経済・文化圏

(例) アジアの中のモデルとなる少年司法への転換

②「万国津梁」の地 ウチナーとヤマト：ヤマトの相対化

～沖縄から・・・亜熱帯性気候 生活者(市民)のおおらかさ

(比較) 温帯性気候 自己責任 集団主義

ウチナーのもつ国際性、普遍性の再認識と伝播、連帯

「沖縄らしい心豊かな個性をもった人間形成」

家庭・地域の教育機能の充実・・・基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成。

「生きる力」の育み。 *ビジョン 基本政策5（102-107頁）

③少年は失敗しながら学ぶ～失敗を許容し立ち直り・やり直しを応援できる
柔軟社会

- ・ マッツアの漂流理論～少年の成長過程
- ・ 貧困問題への政策対応と少年への希望としての「教育」

教育」制度（システム）メイン（公的）システム～公教育（高等・中等・初等）

↓

（「生活支援」同様） 公的「サブ」システム・・・通信、夜間／定時制

就学前養育・保幼

例「泊通信制高等学校」

サブ（公的、民間組織、私人）システム⇄公的支援

・・・シェルター、子ども食堂、私塾・・・

形態：公的制度、民間、ボランティア組織、個人
少年に対する福祉的・保護的対応

児童自立支援施設、児童養護施設

少年院 ⇄（「矯正」施設） 少年刑務所

*メイン・サブの有機的連携の重要性

：沖縄だけが「日本」で示すことのできる確かな未来

形式的な教育機会ではなく実質的な教育を受ける権利の保障：

教科書（学費）から学用・給食費の無償化まで

国・地方自治体による給付体制へ

*マンパワー、人材の安定的な確保：

疲労蓄積、劣悪な労働条件の解消の重要性

教員、自治体職員等の任務加重、待遇改善の必要性

3 子どもの成長発達と個人の尊重 子どもの権利条約と日本国憲法

～失敗のなかで立ち直れる、人に優しい、平和的生存のウチナー

（1）貧困、「発達障害と生きにくさ」（第4の非行の波）のなかで

～ライフサイクルの成長発達課題をかなえながら

乳児期（0～1歳）、幼児期（前期1～3歳、後期3～6歳）、学童期（6～11歳）、思春期（11～18歳）、成人期（18歳～）、壮年期、老年期

(2) 子どもの権利条約

子どもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）
の否定＝貧困 ⇔ 沖縄県子ども貧困対策計画 6頁 同旨記述

「子どもの貧困解消県民会議」設置

成長発達権の保障 6条他

(3) 日本国憲法

13条 個人の尊厳（前段）、幸福追求権（後段）↓

26条 義務教育 一市民（国民）の成長、発達、人格完成・実現
のための必要な学習をする固有の権利（最高裁判例）

おわりに

沖縄から発信できること～ 歴史の中で、また基地の島であることの現在から

(1) 歴史を踏まえ語ること～アジア、世界との連帯のための鍵（未来志向の前提）

- ・ ヴァイツゼッカー大統領「荒れ野の40年」演説・・・「三国同盟国」ドイツに学ぶ。1985年5月
- ・ 喜屋武真栄 国会演説「小指の痛みは全身の痛み」1969年2月
- ・ 村山富市総理 談話（1995年8月） 国策の誤りによる損害と苦痛。痛切な反省。

(2) 可塑性があり形成され発達する過程の人格としての少年（少年問題）

(3) 平和のうちに育ち、育てられる子どもの生存権、成長発達権保障（普遍的、共通理念）

参考資料2

〔資料A、関連文献 等〕

資料 A

1 【国連子どもの権利条約】

←1959年「国連児童の権利宣言」の条約化

1989年 国際連合 制定 発効

1994年 日本批准

3条 「子どもの最善の利益の尊重」 5条「子どもの権利主体性の尊重」

6条 （生命に対する権利）

1 締約国は、すべての子どもが生命に対する固有の権利を有することを認める。

2 締約国は、子どもの生存および発達を可能な最大限の範囲において確保する。

12条 「意見表明の権利」

⇔ 国際人権B規約（市民的・政治的権利に関する国際規約）1966年採択。

日本 批准後、1979年発効

6条（生命に対する権利）、16条（人として認められる権利）、17条（私生活・家族の尊重）

→しかし（人権委員会への）個人通報不可：「同規約の選択議定書（第一選択議定書、1966年採択。1976年発効）を日本批准せず。

2 日本国憲法、判例

1946年 制定 翌1947年発効

条文

前文（抄）

日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、・・・この憲法を確定する。・・・われ

らは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

9条（戦争の放棄）

- ①日本国民は、・・・国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

13条前段（個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉）

すべての国民は、個人として尊重される。

25条（生存権、国の社会的使命）

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

26条（教育を受ける権利、教育の義務）

- ①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

27条（勤労の権利及び義務、）

- ①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

判例

最高裁判所 大法院判決（1976年5月21日）LEX/DB 文献番号 27661956

憲法26条解釈。「この規定は、福祉国家の理念に基づき、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかにするとともに、子どもに対する基礎的教育である普通教育の絶対的必要性にかんがみ、親に対し、その子女に普通教育を受けさせる義務を課し、かつその費用を国において負担すべきことを宣言したものであるが、この規定の背後には、国民各自が一個の人間として、また

一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする「固有の権利」を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを「大人一般に対して要求する権利」を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、「子どもの学習する権利」に対応し、その「充足をはかりうる立場にある者の責務」に属するものとしてとらえられているのである。」3頁。

3 子どもの成長と発達障害 : ライフサイクルと自我（アイデンティティ）の確立

定本ゆきこ（京都少年鑑別所 精神科医）

① 「二次障害としての非行」

http://www.prccs.otemon.ac.jp/item/mental/center08_sadamoto.pdf#search=%27E5%AE%9A%E6%9C%AC%E3%82%86%E3%81%8D%E3%81%93%27

② 「発達と障害」

http://www.gakkoushinrishi.jp/monkashoufukkoushien/files/sadamoto_siryou.pdf#search=%27E5%AE%9A%E6%9C%AC%E3%82%86%E3%81%8D%E3%81%93%27

ライフ（人生）サイクルごとの発達課題

乳児期・・基本的信頼（母依存）対 不信 ・・密接の二者愛着関係

幼児期・・ ・・2歳

（前期）・・自律性 対 恥、疑惑

（後期）・・積極（自主）性 対 罪悪感

児童期・・ 勤勉（生産）性 対 劣等感 ・・小学期 6歳

思春期・青年期・・同一性 対 同一性拡散 ・・第2次性徴 12歳

「幼児期、学童期に受けた虐待経験と思春期における問題行動との間に

は深い関連がある」との気づき

成人期・・親密さ 対 孤独

22歳

壮年期・・世代（生殖）性 対 停滞性

老年期・・統合性 対 絶望

③その他

エリクソン『自我同一性』（小此木啓吾訳編。1975年、誠信書房）（原書1959年刊）

4 漂流理論

日本大百科全書（ニッポニカ）の解説

漂流理論（ドリフト セオリー drift theory）：非行少年はつねに非合法的な文化に没入しているのではなく、非合法的な文化と合法的な文化のあいだを漂流していると考える理論。1964年にアメリカの社会学者のマツア David Matza（1930— ）によって提唱された。

非行少年の漂流は、社会的な圧力に左右されるばかりではなく、非行少年自身の自由な意志によって起こる。ほとんどの非行少年は合法的な文化を肯定しており、一時的に非行を繰り返したとしても、いずれは更生し、自らの意志で合法的な文化に帰着する。

ドリフト理論の基礎となっているのは、マツアがサイクス Gresham Sykes（1922-2010）とともに1957年に提唱した「中和の技術」である。中和の技術とは、非行少年は(1)責任の否定 the denial of responsibility、(2)損害の否定 the denial of injury、(3)被害者の否定 the denial of the victim、(4)非難者への非難 the condemnation of the condemners、(5)より高度な忠誠心への訴え the appeal to higher loyalties、という五つの技術を用いて、非行へ向かったことを正当化するということである。これらの技術によって非行の事実を中和することで、合法的な文化に戻ることが可能となる。たとえば、「非行を繰り返したが、だれも傷つけていない」（被害者の否定）などと非行の事実を正当化するも、合法的な文化でも生きていけることを確認する。

ドリフト理論は非行サブカルチャー論（非行の文化が標準的な中流階層の文化と異なるために、非行少年は逸脱者とみなされると考える立場）への批判から始まり、それまで主流であった社会的決定論（非行は非行少年の意志ではなく、社会的な圧力によるものとする立場）に対する反論として受け入れられた。その一方で、実証可能なデータを収集することがむずかしい、更生の意義を揺るがせる、といった問題もある。[田中智仁]

* D・マツァ著、非行理論研究会訳『漂流する少年——現代の少年非行論』（1986年・成文堂）

5 国連人種差別撤廃委員会（2014年8月）

- ・国連人権高等弁務官事務所（ジュネーブ）
日本審査（18委員） 「沖縄の人々」の記述
日本政府 外務省総合外交政策審議官 河野章 大使 民族性否定
- ・国連の動向
2008年 琉球民族を国内法下で先住民族と公式認知 文化遺産・伝統生活様式の保護促進を勧告。
2014年7月24日 人権委員会、8月29日 人種差別撤廃委員会は、琉球・沖縄人は先住民族としての「権利保護」を勧告。最終見解提示。

6 地方自治法の1999年改正

1. 地方公共団体に対する国または都道府県の関与のルール
 - (1) 関与の基本原則：関与の法定主義、関与の必要最小限の原則
 - (2) 関与の基本類型の設定
 - (3) 地方自治法に基づき行うことができる関与についての規定の整備
 - (4) 法定受託事務に係る処理基準の設定
 - (5) 関与の手続ルールの整備
2. 国・都道府県の関与についての係争処理制度の創設
 - (1) 国地方係争処理制度の創設

- (2) 自治紛争調停制度を拡充し、自治紛争処理制度として再構成
- (3) 関与に関する訴訟制度の創設

7 沖縄・琉球の歴史的文献

琉球・沖縄の自己決定権を樹立する会『うちなーの夜明けと展望』（2015年、琉球新報社）全456頁。以下の文献所収。

「復帰措置に関する建議書」（1971年11月）

「建白書」（2013年1月）

糸数慶子「国連総会、先住民民族世界会議（WCIP）への出席報告」

国連人種差別撤廃委員会（2014年8／22-23）での日本政府審査の総括所見（21節）

国連人権委員会第6回日本定期報告に関する総括所見（26節）

8 少年による殺人事件等

(1) 呉少女殺害（強盗殺人、死体遺棄）事件 無職少女（18歳）は、A（成人。鳥取県出身）とB（男）、C、D、E、F（いずれも未成年者）の6人と共謀し、2013年6月A運転の乗用車に被害者V（専門学校生16歳）を乗せ、広島県呉市灰が峰山中まで監禁し、その間Vの顔や腹にタバコの火を押し付けたり現金等を奪ったのち、Bと首を絞めて後、Vの遺体を山中に遺棄したもの。殺害の動機として、「犯行の中でBが被害者の手を押さえ付けた行為を、恋人同士が手をつないでいるかのように思い込むなどして、嫉妬心から怒りを爆発させて殺意を抱き被害者の首を絞めた。動機は短絡的かつ身勝手だ。Bが被害者と意思を通じ合っていると思いきむなど、殺害動機の形成過程にいささか奇妙な点がある。人格の構成要素となっている素行障害などが影響している。背景には持続的に虐待を受けてきた過酷な生い立ちがある」（判決要旨）。裁判員裁判で懲役10年の言渡し。「少年」刑務所（栃木女子刑務所）に移送収容。「中国新聞」（2014年10月25日）31面記事。

背景に祖母による母への虐待、母による被告人少女への虐待、放任、遺棄

的狀態。少女のアパートでの生活保護措置のアパート生活（のち、少女らの集団生活）。

（2）**川崎市中一男子生徒殺害事件** 2015年2月20日、神奈川県川崎市川崎区港町の多摩川河川敷で、少年V（13歳）が殺害され、遺棄された事件。2月27日、Aは母親と弁護士と川崎署に出頭した。リーダー格の無職少年A（18歳）ら（B、C 17歳）の3名が逮捕された。Aは殺人罪で、B、Cは傷害致死罪で起訴された。Cは、横浜地裁（2016年5月初判）で不定期刑（懲役6年以上10年以下）が言い渡され、控訴、上告するも、いずれも棄却（11月8日、11月17日）され、判決が確定した。3人は顔見知り、Bは全日制高校中退後、定時制高校入学。後不登校。Bは飲酒とこれによる暴行癖、喫煙、弱い者いじめの素行あり。原付バイクに乗り鉄パイプによる殴打での少年鑑別所送致あり。Aが認めた起訴内容によれば、一人だけであればやっていないが、その場の雰囲気、B、Cらと工業用カッターナイフでVを河川敷で刺傷し、裸での川泳ぎをVに二度にわたり強要、Vは衰弱死。動機として、「横浜で野傷害事件の後、Vの知人らがA宅に押しかけて謝罪を要求したことで、（Vによって）告げ口されたと考え怒りをつのらせ」「頬を数回切り付けた後、中途半端なまま返すと逮捕されたり報復されたりすると思い、殺害を決めた」。Bは事件後、公園内の公衆トイレでVの衣服を焼き証拠隠滅し、3人で口裏を合わせたとする。Aは、不定期刑（懲役9年以上13年以下）。B少年は、同じく不定期刑であった（懲役4年以上6年6か月以下）。（朝日デジタル、2016年11月8日）

<http://www.asahi.com/articles/ASJC76R5FJC7UTIL060.html> 東京新聞（2016年5月20日）この事件の提起する問題は多岐に及ぶ。加害少年A（無職）は、両親、兄弟がおり、母親がフィリピン人であり、他の共犯少年の一人の母親もフィリピン人のシングルマザーであった。被害少年Vは、5人兄弟で母親はシングルマザーであった（同居祖母あり）。Vの家族は、5歳の時、父親の（猟師）志望で、家族揃って、島根県の隠岐島の西ノ島に都会からのIターン移住した後、両親が離婚し（9歳、小3）、小学5年となり、

母と川崎に移住した。Vの氏名は、上村（うえむら）遼太であり、友人から「かみそん」と慕われていたとされる。他に、2015年3月12日号（5日発売）の「週刊新潮」はAの実名と顔写真を掲載。日弁連と横浜弁護士会がこの実名報道に抗議。

（3）**北谷町中二男子殺人、死体遺棄事件** 2003年7月5日、通報により沖縄署は北谷町吉原の墓地で、同町の桑江中学校二年生（男子）の遺体を発見、同日、同校3年生男子（14歳）を逮捕、2年生男子（13歳）、卒業生（16歳、県立高校1年生）から事情聴取した。遺体のあった墓地は、自宅から約200メートル近くで米軍キャンプ桑江に隣接しており、遺体は墓地の斜面くぼみに土砂をかけ隠されていた。警察調べでは、被害者は座喜味勉君（V）で、6月下旬から自宅に戻っていないことも判明した。8日、島袋英雄同校長は全校生徒490人対象のアンケート（7日、緊急実施）で被害者へのいじめを知っていたとする回答が7件あったことを明らかにした。事件は、6月26日、午後1時から2時間にわたり、同座喜味君（V）が、3少年から同墓地敷地内で、鉄パイプ、角材等で殴打され死亡したものである。同暴行には加わらなかったものの、犯行少年グループに女子中学生（3年生、14歳）がいたが、死体遺棄には加わった。13歳少年はコザ児童相談所に通告となり、他の3少年は逮捕となった。Vは少年グループと普段から親しくし、他の少年宅に寝泊まりしていたが、その少年の母親からの財布窃取の疑い、および生意気な態度を理由に、呼び出され死に至った。家族、学校からの疎外、社会的接点のない少年の深夜徘徊との関わりでの事件発生との指摘がある（小西論文）。

（4）**うるま市中二男子傷害致死事件** 2009年11月17日、同級生（14歳5人、13歳3人）が集団で、V（被害者、13歳）を3時間余にわたり背中、腹部に暴行、傷害後に転落死させた事件。加害の14歳少年らは、傷害致死罪容疑で逮捕、13歳少年らは傷害致死の非行容疑で補導された。被害少年の母親は、過去にVの顔面眼下に大きな傷を負ったこと、この異変に気づき学校にVの交友関係について相談していたとされる。学校長はVからのいじめの

訴えはなく、校内アンケートでもいじめの事実は確認できていなかったとする。加害少年らは、学校を休みがちであったという。

9 ヴァイツゼッカー、喜屋武真栄、他 演説

- ①1985年5月8日、ドイツ連邦議会でのヴァイツゼッカー大統領 演説「荒れ野の40年」。「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」。<http://www.hum.nagoya-cu.ac.jp/~bessho/Vorlesungen/Weizsaecker1985Rede.html>
- ②1969年2月 国会 祖国復帰協議会会長の喜屋武真栄「小指の痛みを全身の痛みと感じてほしい」<http://www.chugainippoh.co.jp/editorial/2016/0212.html>
- ③1995年8月 村山富市首相談話「遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。・・・痛切な反省の意を表し・・・」。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html

関連文献

- ・『沖縄こども白書』（編集委員会）（2010年、ボーダーインク）全321頁。第2節非行。
- ・OECD編（稲川・御園生監訳）『OECD教育政策分析』（2009年、明石書店）。教育システムの公平性、多様性、インクルージョン（包摂化）、早期教育・学校教育・高等教育・成人教育・職業訓練の改革を示す。
- ・小西吉呂「少年の深夜はいかひに関する調査研究—沖縄県における1聞き取り調査をもとに—」法と政治58巻1号（2007年）59-75頁。
- ・小西吉呂・圓田浩二「沖縄県における少年のはいかひをめぐる諸問題—聞き取り調査をもとに—」沖縄大学法経学部紀要8号（2007年）27-37頁。
- ・高良倉吉編著『沖縄問題—リアリズムの視点から』（2017年、中公新書）

84、87、92頁。沖縄振興計画の5次振計「沖縄21世紀ビジョン」の策定背景、内容、経済的展開（情報通信関連産業、観光・リゾート資源活用経済、国際貨物ハブ事業）を提示。アジアの中心に地理的に位置する島嶼環境、亜熱帯気候、独自の歴史を礎とし、次代を担う子どもの生活の質の向上を謳っていることを、同振計の当時の県行政執行部（副知事、部長）が説く。

- ・戸村健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」山形大学人文学部研究年報13号（2016年）33-52頁。
 - ・日本財団 子どもの貧困対策チーム『徹底調査 子どもの貧困が日本を減らす社会的損失40兆円の衝撃』（2016年、文春新書）。沖縄県の取組みに注目（189頁）。
 - ・広田照幸他・「『学び方改革』への視座」世界、2017年3月号、45-89頁。
 - ・松竹伸幸『対米従属の謎』（2017年、平凡社新書）。
 - ・琉球新報社・新垣 毅『沖縄の自己決定権 その歴史的根拠と近未来の展望』（2015年、高文研）。
 - ・山口直也『少年司法と国際人権』（2013年、成文堂）、2章。
 - ・拙著（三宅 孝之）
- 1 「沖縄県の少年非行研究ノート」関西非行問題研究4号（1979年）44-53頁。
 - 2 「沖縄の少年非行」関西非行問題研究5号（1980年）77-96頁。
 - 3 「沖縄県の少年非行と処遇の特徴」関西非行問題研究会編『非行克服の現場と理論』（1980年、三和書房）20-30頁。
 - 4 「復帰と少年非行」南島文化5号（1983年、冲国大南島研紀要）103-127頁。非行問題につき、基本的視座、沖縄の自然的・社会的条件の考慮の重要性を指摘。
 - 5 「少年非行と少年保護」森本・瀬川・上田・三宅（共著）『刑事政策講義 [第3版]』（1999年、初版1988年、有斐閣）所収、167-182頁。
 - 6 「非行少年の福祉的処遇の源流：1964年キルブランドン・リポート（スコットランド）」島大法学43巻3号（1999年）102-145頁。少年事件を裁

判とは異なる住民参加の児童聴聞制度（パネル）により福祉的扱いを行う制度の提案をした報告書。

- 7 「イギリスの少年司法の動き」 団藤・村井・斉藤他（共著）『「改正」少年法を批判する』（2000年、日本評論社）所収、232-240頁。
- 8 「スコットランドにおける少年司法」 島大法学43巻4号（2000年）1-23頁。
- 9 「スコットランドにおける犯罪・非行少年の処遇」 『宮沢浩一先生古稀記念論文集』 3巻（2000年、成文堂）所収、401-413頁。
- 10 「イングランドの少年司法の動向」 産大法学34巻3号（2000年）339-352頁。
- 11 「少年審判における責任能力」 同志社法学56巻6号（2005年）583-605頁。
- 12 「犯罪少年の逆送事件と裁判員裁判」 中田憲悟（弁護士・広島大教授）との共著、島大法学58巻3号（2015年）11-61頁。広島県の灰ヶ峰少年事件、国際動向、類似のイギリスのブルジャー少年事件への対応を検討する。
- 13 「ミャンマーにおける少年司法制度」 キン・リン（タイ国裁判官）、岡崎真由子（弁護士）との共著。島大法学59巻2・3号（2016年）1-48頁。
- 14 「タイにおける少年司法制度」 島大法学60巻1・2号（2016年）27-56頁。子どもの権利条約を日本より2年早く批准し（1992年）、「子どもの最善の利益」原理を志向。